

4—7 信州創生推進資金（地域活性化向け）

(1) 貸付対象者

ア 事業の拡大又は店舗の移転により商店街の空き店舗に出店しようとする者又は出店後1年以内の者

イ 下表に掲げる県産品を製造し、地場産業の活性化を図ろうとする者

1 寒天	2 水産加工品	3 野菜果実瓶缶詰	4 漬物	5 味噌	6 醤油
7 和菓子	8 ワイン	9 清酒	10 地ビール	11 そば	12 凍豆腐
13 生糸	14 信州紬	15 染色	16 和紙	17 水引	18 竹・籐・杞柳・わら・あけび蔓細工
19 家具	20 仏壇・神具	21 木彫品	22 ギター	23 漆器	24 スキー
25 木工芸品	26 瓦	27 焼物	28 石材加工品	29 信州鋸	30 打刃物
31 煙火	32 その他知事が適当と認めるもの				

ウ 次の(ア)～(ウ)いずれかの整備により、地域の活性化を図ろうとする者

(ア) 下表に掲げる観光施設の整備

対象施設	施設例
スポーツ施設	スキー場、グラウンド、体育館、テニスコート、プール等
温泉施設	天然温泉浴場等
文化施設	クラフト施設、物産館等
その他の施設	観光施設として認められたもの

(イ) 宿泊施設の整備

(ウ) 観光需要に対応するための環境整備

エ 障害者、高齢者等に配慮した、次の(ア)～(エ)いずれかの設備、また、これらと併せた建物の整備をする者

(ア) 傾斜路

(イ) 自動ドア

(ウ) 障害者等の利用に配慮したトイレ

(エ) 障害者等の利用に配慮したエレベーター

オ 国の「保健機能食品制度」に則った「からだに優しい食品」を製造する者

(2) 貸付条件

貸付限度額	設備資金 1億5,000万円 運転資金 3,000万円
貸付利率	年2.0%
	前記(1)貸付対象者イ(県産品製造)のうち、長野県伝統的工芸品(※1)を製造する者又はオの場合
	年1.7%

貸付期間 ※2	設備資金 10年以内（うち据置1年以内） うち地・動産 15年以内（うち据置1年以内） 運転資金 7年以内（うち据置1年以内）
担保	必要に応じて徴する
保証人	必要となる場合がある。ただし、原則として法人代表者以外不要
返済方法	元金均等による月賦返済

※1 「長野県伝統的工芸品」の定義については、後記(5)その他のポイント ア(イ)に記載のとおり

※2 貸付期間は1年超とすること

(3) 申込書類

ア 共通提出書類	
① 融資あっせん申込書（様式第1号）	
② 事業計画書（様式第24号～第24号の4のうち該当するもの）	
※ 前記(1)貸付対象者 エの場合は、②は不要	
③ 貸借対照表及び損益計算書又はこれらに準ずるもの（決算後6か月以上が経過している場合は、直近の試算表又は売上の推移が確認できる書類も必要）	
④ 長野県県税のすべて及び市町村の定める税目に係る納税証明書（未納のないことを示す証明書）	
⑤ 許可証等の写し（許可等を有する業種に限る。許可証等は、許可等の種類ごとに、代表的な事業所分をつけること。特定の店舗に係る資金使途の場合は、当該店舗分の写しも必要となる）	
⑥ 金融機関、保証協会等、市町村又は県が必要とする書類	
イ 前記(1)貸付対象者オ（「からだに優しい食品」製造）の場合	
⑦ 国の「保健機能食品制度」の対象となっていることを証する書類	
ウ 設備資金の場合	
⑧ 設計設備計画図及び見積書並びにカタログ等（写し可）	
⑨ 建築確認済証の写し（建築確認が必要な工事を行う場合に限る）	
⑩ 不動産売買契約書案等（不動産を対象とする場合に限る）	
⑪ 事業所以外の場所に設置する設備にあつては、設置場所の略図	
エ 提出部数	
4部（なお、③、④は市町村及び県あて2部。⑥は各機関の定めるところによる）	

※ 保証協会等に対して、この他に提出が必要な書類は別表のとおり

(4) 融資手続き

「融資手続き（あっせん経路）一覧」の（2）に該当。

(5) その他のポイント

ア 資金使途

(ア) 前記(1)貸付対象者 ア（空き店舗出店）に該当する者にあつては、次のa～cいずれかに該当する資金に限る。

- a 店舗の取得、改修又は賃借
- b 当該店舗に係る什器又は備品の購入
- c 当該店舗に係る商品等の仕入れ、賃金その他の経費の支払い

(イ) 前記(1)貸付対象者 イ（県産品製造）に該当する者にあつては、次の a～e いずれかに該当する資金に限る。

なお、d 及び e において「長野県伝統的工芸品」とは、伝統的工芸品産業の振興に関する法律（昭和 49 年法律第 57 号）第 2 条第 1 項の規定により指定された伝統的工芸品（県内において指定されたものに限る）又は長野県伝統的工芸品指定要綱（昭和 57 年 5 月 13 日 57 工第 30 号）第 5 の第 1 項の規定により指定された伝統的工芸品であること。

- a 新商品の開発に要する経費
- b 生産体制の整備に要する経費
- c 需要開拓又は販路拡大に要する経費
- d 長野県伝統的工芸品の後継者の確保及び育成並びに従事者の研修に要する経費
- e 長野県伝統的工芸品の原材料の確保及び原材料についての研究に要する経費

(ウ) 前期(1)貸付対象者 ウに規定する「整備」とは、観光施設等の改修、増設及び新設をいう。なお、(ウ) の対象としては、Wi-Fi 環境の整備、キャッシュレス決済機能導入、外国語表示看板等の多言語受入環境整備等を想定している。

(エ) 前記(1)貸付対象者 オ（「からだに優しい食品」製造）に該当する者にあつては、次の a～c いずれかに該当する資金に限る。

- a 「からだに優しい食品」の改良に要する経費
- b 生産体制の整備に要する経費
- c 需要開拓又は販路拡大に要する経費